

秋田県告示第245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西馬音内ショッピングセンター
秋田県雄勝郡羽後町字南西馬音内213番外
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (イ) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - (ロ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
 - (イ) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 宮地 邦明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
ホームック羽後店 代表取締役 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
 - (ロ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
DCMホームック羽後店 代表取締役執行役員 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- (4) 変更の年月日
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成25年5月28日
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
平成25年5月28日
平成27年3月1日
- (5) 変更する理由
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
代表者の変更のため
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
名称及び代表者の変更のため

2 届出年月日

平成27年5月21日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田県庁舎1階 県政情報資料室
羽後町役場 企画商工課
- (2) 縦覧期間

平成27年5月29日から同年9月29日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第246号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年5月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
琴丘ショッピングセンター
秋田県山本郡三種町鹿渡字浜村下75番外
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
ア 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (4) 変更の年月日
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成25年5月28日
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
平成25年5月28日
- (5) 変更する理由
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
代表者の変更のため
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
代表者の変更のため

- 2 届出年月日
平成27年 5 月21日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田県庁舎 1 階 県政情報資料室
三種町役場 商工観光交流課
 - (2) 縦覧期間
平成27年 5 月29日から同年 9 月29日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目 1 番 1 号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第 2 4 7 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年 5 月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小坂店
秋田県鹿角郡小坂町字栗平25番地の 1
 - (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (イ) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田 明彦
秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
 - (ロ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - (イ) 変更前
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原田 明彦
秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
 - (ロ) 変更後
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 内田 和明
秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
 - (4) 変更の年月日
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成25年 5 月28日

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
平成25年 5 月28日
- (5) 変更する理由
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
代表者の変更のため
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
代表者の変更のため
- 2 届出年月日
平成27年 5 月21日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田県庁舎 1 階 県政情報資料室
小坂町役場 観光産業課
 - (2) 縦覧期間
平成27年 5 月29日から同年 9 月29日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目 1 番 1 号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由